

# 学力に関する証明書の注意点について

## 1. 「学力に関する証明書」とは

学力に関する証明書とは、教育職員免許状の申請にあたり、教育職員免許法および同施行規則に基づき、本学において修得した教職課程関係科目の単位を、法令上の区分に読み替えた証明書のことです。

本証明書は、主に教育委員会への教員免許状申請や、免許取得に必要な不足単位を他大学等で修得するために提出を求められます。

- ※ 本証明書は、教員免許状を取得したことを証明する書類ではありません。
- ※ 教員免許状の取得・所持を証明する場合は、免許状を授与した都道府県教育委員会が発行する「教育職員免許状授与証明書」をご請求ください。

## 2. 申請区分について

学力に関する証明書は以下いずれかの内容で発行が可能です。どの区分が必要なのか、**必ず提出先にご確認ください。**

区分	証明書の内容
成蹊大学在学中に取得した免許状に係る証明	成蹊大学在学中に取得された免許状（入学時に所属学科で取得可能であった学校種・教科）に関する証明書を発行します。
基礎資格に関する部分のみの証明	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」）の修得状況に関する証明書を発行します。  ※在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合、新たに免許状の取得を予定している場合、成蹊大学在学中に取得した免許状とは異なる学校種・教科の免許状の取得を予定している場合の手続きが必要となります。

### 3. 成績証明書・卒業証明書との違い

成績証明書は、修得した科目名や単位数、成績等をそのまま記載した証明書です。

学力に関する証明書は、教職課程関係科目の単位を教育職員免許法上の区分に基づいて整理・記載した証明書です。

このため、卒業証明書や成績証明書のみでは、原則として教員免許状の申請はできません。

### 4. 発行にあたっての注意事項

・証明書の発行は、申請受理後、1週間～2週間程度を要します。

なお、土・日・祝日、学園休業期間（夏期・冬期）をはさむ場合や、証明内容に改正法の読み替えなどがある場合は、2週間以上の日数がかかりますので、時間に余裕をもって申請してください。

・本証明書は、在学当時に適用されていた教育職員免許法に基づいて作成します。

適用免許法	入学年度
新法（平成28年改正法）	平成31（2019）年度入学～
旧法（平成10年改正法）	平成12（2000）年度～平成30（2018）年度入学
旧々法（昭和63年改正法）	平成2（1990）年度～平成11（1999）年度入学
旧々々法	～平成元（1989）年度入学

・旧法以前の入学生で免許状を新たに修得する場合は原則「新法」が適用されます。

そのため本学では、指定がない場合は「新法」で作成します。

・1通の証明書には成蹊大学で取得された全ての免許状の単位修得状況が記載されます。

・免許法・免許種・学校種など、不明な点がある場合には、**必ず事前に証明書の提出先にご確認ください。**

・英文による学力に関する証明書は発行していません。